

平成28年第11回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成28年11月16日(水) 午後2時
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席委員
- | | | |
|-----------|------------|------------|
| 議長 山本 正二 | 1番 永富 典雄 | 2番 野村 久幸 |
| | 4番 野尻 涉 | 5番 吉村 信男 |
| 6番 安部 好恵 | | 8番 安富 法明 |
| 9番 三好 堯 | | 11番 平嶋 康秀 |
| 12番 三好 睦子 | 13番 大野 龍男 | |
| | 16番 石田 健治郎 | 17番 中島 紘一 |
| 18番 井上 道雄 | 19番 田中 剛二 | 20番 阿座上 五六 |
| | 22番 | |
| | 25番 篠田 巧 | 26番 岸 英法 |
| 27番 三戸 勲 | 28番 山中 佳子 | 29番 中野 修 |
| | 31番 野村 孝 | 32番 吉村 徹 |
| 33番 井上 兼夫 | 34番 伊藤 新司 | 35番 伊藤 太一 |
| 36番 桑原 正彦 | 37番 山本 正二 | |
- 4 欠席委員
- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 3番 藤井 英雄 | 7番 馬屋原 眞一 | 10番 俵 薫 |
| 14番 田口 幸雄 | 15番 松原 正晴 | 21番 原田 一馬 |
| 23番 井町 哲 | 24番 鮎川 幸彦 | 30番 藤岡 和文 |
- 5 事務局
- 事務局長 末藤 勝巳 主幹 中村 正寿 係長 篠田 淳也
美東総合支所分室長 長尾 加代子 秋芳総合支所建設経済課課長 山本 康房

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>只今より平成 28 年第 11 回美祢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 36 名中、27 名で定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。尚、欠席委員は 3 番 藤井委員、7 番 馬屋原委員、10 番 俵委員、14 番 田口委員、15 番 松原委員、21 番 原田委員、23 番 井町委員、24 番 鮎川委員、30 番 藤岡委員でございます。本来でありましたら挨拶をいたしますが挨拶をせずに進んでいきたいと思っております。それでは美祢市農業委員会議規則第 16 条第 2 項の規定による議事録署名委員を議長の方より指名したいと思っておりますが、よろしゅうございますか。(はいの声) ありがとうございます。それでは議事録署名委員を指名いたします。9 番 三好委員、27 番 三戸委員。宜しく申し上げます。それでは議事に入ります。</p> <p>議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。番号 1 から 3 を一括して事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>3 件朗読。</p> <p>1 件目。病気になり耕作管理が困難な譲渡人が後継者である息子に農地を贈与するものでございます。譲受人については耕作地を効率的に耕作管理しており農業に従事することが認められるため農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>2 件目。遠方に住み耕作管理が困難な譲渡人が申請地の近所に居住する譲受人と売買を行われるものでございます。譲受人については新規の農地取得となり今後は果樹を植畑地として管理する計画でございます。この件は農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>3 件目。耕作管理が困難な譲渡人から申請地の近くに耕作地がある譲受人が売買により農地を取得するものでございます。譲受人については耕作地を効率的に耕作管理しており農業に従事することが認められるため農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほど宜しくお願いいたします。</p>

議長	ありがとうございます。1番、2番につきましては現地調査をされました委員の報告、3番につきましては職務代理より報告をお願いします。
17番	1番ですが●●●●●●から東へ約1km行ったところになります。申請地は山の合間にある農地です。贈与ということで申し出があったようです。
16番	16番、石田です。11月7日に会長、事務局、地区担当委員、当番委員で現地調査を行いました。2番ですが申請地は●●●●●●から●●●●●●を●●●●●●方面へ約2km行ったところに●●●●●●があります。その北側に申請地があります。現在は保全管理されている状態でございます。特に問題ないと思います。以上です。
36番	3番につきましては田口委員が担当でございますが欠席のため代理で説明させていただきます。現地は●●●●●●の方へ入って行く道路でございます。交差点から約500m入ったところの旧道のすぐ側にある畑地でございます。周りには家がありますが耕作するということがありますし、今まで持っておられる耕作地も几帳面に耕作されておりましたので問題ないと思います。
議長	ありがとうございます。1番、3番につきまして私の方から補足しておきます。3番につきましては職務代理より報告がありましたとおりでございますが以前、農地に隣接した宅地を●●さんが取得をしたいという話を承りまして、その時に畑の一部を転用して進入路が狭いので進入路にしたいという話がありました。よって、ご本人と話をしたら、すぐにでも進入路を作りたいという話でございましたので一旦、取り下げられて来月に出し直されたらどうですかという指導をしましたら、そのようにしたいということで現地調査を途中で打ち切って帰った次第でございます。●●さんについては以前から農地取得で何度か現地調査に行っております。耕作は、きちんとされておりますし今回、取得する件につきましては少なくとも3年以上は耕作をするということでございますので、それを前提に3条で買われるということで、このような変則的な形になった次第でございます。1番ですが●●さんが実際に耕作されているのは栗の木、梅の木等を植栽されております。今後は、お父さんが作っておられたのを譲り受けて耕作をするということでございます。2番につきましては新規就農でございますので報告案件でございませんでした。石田委員すみませんでした。2番につきましては地元委員より何かございましたら、お願いいたします。
20番	20番、阿座上です。2番ですが新規取得で農地も1,000㎡以上で土地の要件を満たしておられますので問題ないと思います。

議長	ありがとうございます。1番の地元委員は中島委員、3番の地元委員は田口委員で欠席のため職務代理が地元委員として報告していただきましたので地元委員の報告につきましては終わらせていただきます。それでは委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。賛成、多数。よって議案第1号は原案の通り決定いたします。 続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 1件目。申請地は●●●●●から東に900mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請人は市内に居住する教員です。近年の豪雨災害で隣接する河川の氾濫により石が大量に流れ込み耕作が困難となったため、くぬぎ300本を植樹し今後は山林として管理されるものです。この案件については農地法第4条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほど宜しくをお願いいたします。
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いします。
16番	16番、石田です。申請地は●●●●●、●●●●●から●●●●●方面へ約300m行ったところで道路沿いにあります。植林されても問題ないと判断いたしました。
議長	地元委員より補足説明がございましたら、お願いいたします。(地元委員、欠席) 阿座上委員、分かりましたら、お願いいたします。
20番	20番、阿座上です。石田委員が言われた通りでございます。別段、問題ないと思います。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。

9番	くぬぎが300本とありますが申請者からの申出の本数ですか。それとも規定みたいなのがあるのですか。
事務局	一般の植林ですと杉、桧は1反当たり300本。申請される時に基準はありますかということは、お尋ねになることがあります。それか森林組合の方にお尋ねになって面積に合わせて、これぐらいの本数ということでお決めになるということでございます。あくまでも本人の申請の時の本数になっております。
議長	山の方ですが、かなり切り立っています。面積も1,332㎡あるのかというぐらいの所です。他にご意見ございませんか。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定し諮問会議に附します。続きまして議事順位第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。番号1から4を一括して事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	<p>4件朗読。</p> <p>1件目から3件目につきましては同一箇所での同一の目的の案件でございますので一括して説明させていただきます。</p> <p>1件目から3件目。申請地は●●●●●から北に3.5kmの位置にある農用地区域内農地です。申請人は市内の農事組合法人です。法人の構成員から農地を無償で借り受け農業用倉庫1棟と農作業場を設置されるものです。農用地区域内農地を対象とする転用ですが農用地利用計画において規定された農業用施設の用途に供するための転用で農地法第5条第2項本文但し書きに該当し許可の対象となるものです。この案件につきましては農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>4件目。申請地は●●●●●から北西に3.9kmの位置にある農用地区域内農地です。申請人は市内に主たる事務所を置く建設共同企業体です。電力会社から受注した送電線の張り替え工事の際、山へ資材等を運搬するため人家から離れた林道沿いの申請地にヘリコプターの発着場と荷吊場、作業員の休憩場を設置するための1年3ヶ月間の一時転用でございます。農用地区域内農地を対象とする転用ですが一時的な転用であって、かつ当該利用目的を達成するうえで当該農地を利用することが必要であると認められる</p>

	<p>ため農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。尚この案件につきましては一時転用ですので事業終了後に原状回復を義務付けるものです。この案件につきましては農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
16番	<p>16番、石田です。1番から3番まで同一申請ということで一括して、ご説明いたします。申請地は●●●●●、●●●●●で●●●●●から西へ500m行った所に●●●●●沿いに申請地がございます。南側は山林に面しており、また日照時間が短く水田耕作には不向きな様な状況でございます。この申請地は経営基盤事業、●地区の実施に合わせ確保される農業施設用地でございます。周辺の耕作田への影響はないというふうに思います。</p>
36番	<p>4番ですが先程、説明がありましたが●●●●●から4kmぐらい行った集落から、また1kmぐらい奥に入った所になります。高圧電線の張り替え作業を行うということです。現在は周りに家は全くございません。田は自己管理されています。周りにも影響はありません。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございませんか。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は原案の通り決定し諮問会議に附します。 続きまして議事順位第4 議案第4号 農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地判断(非農地通知)について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。 今年、農地パトロールいたしまして先月、美祢地域分の非農地通知を提出いたしました。美祢地域の残り、美東、秋芳の農地として該当しないものをリストにしたものがございます。調査いたしまして耕作に供しない、農地として復旧が難しいものがリスト</p>

	<p>に載っております。全体といたしまして92筆、112,944㎡でございます。決議の年月日ですが今日付けで決定いたしまして非農地通知書は11月末を目途に所有者さんに非農地通知を発行する見込みでございます。そして認定地目は⑦にありますように括弧で示したものが今後の認定地目になります。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。質疑に入りたいと思います。委員の皆さんより何か、ご意見等ございましたらお願いいたします。ご意見等ございませんか。(異議なし) それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案にたいし決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は原案の通り決定いたします。</p>
事務局	<p>続きまして議事順位第5 議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請について議題といたします。番号1から2を一括して事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> <p>2件朗読。</p> <p>1件目。太陽光発電施設への転用許可を得られて、太陽光パネルを設置された段階で当初の計画では残地となっていた箇所にも太陽光パネルが設置可能であったためパネルの設置枚数が44枚増設され設置箇所が変更されるものでございます。</p> <p>2件目。平成26年に自身の山林の隣接地に埋め立てにより間伐材置場を設置される許可を得られておりますが間伐材置場を設置するにあたり造成用の残土が計画通り集まらず今後2年後まで期間延長をしたい旨の申請がございました。現在こちらの申請と同時に事業の進捗状況の報告書が提出されておりますが現在50パーセントの進行程度ということでございます。以上でございます。ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
5番	<p>5番、吉村です。1番ですがパネルの増設のみで近所に迷惑をかけるということはありませんので宜しくお願いします。</p>
27番	<p>27番、三戸です。2番ですが昨日、現地に行ってきました。残土が十分集まっていないような状況でした。以上です。</p>

議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第5号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第5号は原案の通り決定いたします。 続きまして議事順位第6 議案第6 農地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。 全体面積が181,052.04㎡、農地の貸し手が28名、受け手が2名でございます。2番から28番につきましては受け手が機構になっておりますが機構から●●●●●の方へ利用集積されるということになっております。従いまして市の基本構想にあります全て効率的に利用すること、また常時従事することが認められるため農業経営基盤強化法の第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。</p>
2番	<p>2番、野村です。今まで契約していたのを解約して機構を通すと補助金の方はどうなるのですか。</p>
事務局	<p>一旦、解約をしますが新規に追加をされて機構の方へ回されているということがあります。農業委員会としては、わざわざ解約をして、どうして機構に預けないといけないのか不思議なところはあります。解約をした農地はおそらく補助金の対象ではなく新規に追加をされた部分が対象となるのだろうというふうに思います。国の方からも2年前に農地中間管理機構が出来まして、どうしても機構を使わざるを得ないという形になっているようです。機構が出来ました26年度には全く機構を利用していないという結果が出ました。27年度におきましては全国で50パーセント近く、機構を通して集積をした。国が作った機構を、どうしても活用するというのが、やり方でございます。山口県も去年は予定が2,250ぐらいの集積目標であったものが、だいたい1,200近</p>

	<p>く集積をされたということでございます。各市町からいたしますと解約の申し出、機構を使って再度、集積をしなければいけないかという疑問はどの委員会も持っております。補助金の関係については解約をした以前に農地の集積をした所については一番最初に補助金が入っておりますので、それはないというふうに伺っております。ですから解約をした農地が1ヘクタールであれば今度、集積をする時に1筆、2筆重ねて集積されております。新規追加分の農地については補助金が出るというふうになっていると聞いております。以上です。</p>
2番	<p>今まで担い手協からも補助金が出ましたよね。担い手協のぶんも合意解約が今後でてくるとは思いますが、今までのものは、返済して新規になるのですか。</p>
事務局	<p>担い手協を解約した場合、当然、補助金の返還はあり得ると思います。農地集積と補助金はわけて考えていただいたほうがいいのかなと思います。一番初めに契約した農地を解約して、またさらに新規で追加をされた農地について補助金が出ているということでありまして。私も担い手協の解約については補助金の返還があるのだろうということは感じております。機構への移行については勉強不足で伺っておりませんでした。が差し支えないという回答はいただいております。</p>
議長	<p>詳細につきましては次の総会で報告をすることで、よろしゅうございますか。</p>
2番	<p>はい。</p>
議長	<p>今、問題になっている件でございますが私は県の常設審議会の中でよく言っているのは、せっかく農業委員さんが汗水垂らして集積を創り上げてきたものを公社のために勝手に途中で解約し、公社の名前にやりかえていくというふうなことが行われています。かつて国は、農業委員会は何もやっていないという感じで農業委員会法まで改正をして色々な形で農業委員会というものを軽視してきました。そのへんについては県の会議の中でも色々発言させてもらっています。今日の件につきましても今月の会議の中で発言をさせていただこうというふうに思います。委員の皆さん他に何か、ご意見ございませんか。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは議案第6号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>

議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第6号は原案の通り決定いたします。それでは報告事項に入ります。 議事順位第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について議題といたします。番号1から37を一括して事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	37件朗読。 先に訂正をお願いいたします。2番から34番までの申請者・住所・氏名の貸付人、借受人の表記が反対になっております。訂正しお詫び申し上げます。 1件目。先月ご審議いただきました権利移動に関しての合意解約でございます。 2件目から37件目。先程ご審議していただきました農地中間管理事業を利用されるための解約でございます。 1番から37番について、いずれの件について今後の管理についてはあてがあるということで、ご報告させていただきます。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。
12番	12番、三好です。1番を除いて全てが中間管理機構に移っているわけではないですよ。
議長	2番の●●さんの●●●●番地●につきましては、ご本人が耕作管理されるということで報告を受けております。他の申請につきましては農地中間管理事業利用のためということで表記されております。
2番	他にも出てくるということですか。
議長	今の感じだと全部やられると思います。
2番	何もないでやることはないのですから必ず補助金が出るはずですよ。
議長	農家と組合の方には分かりませんが管理機構には、かなりのものが出てくると私は思っております。
事務局	機構を活用するというのが国の手法であります。今回の●●●●●につきましては機構集積の時に補助金はありません。法

	人が中間管理機構に集積をすることで実績をあげる。せっかく作った法律ですので実績がないといけないと私は感じております。
議長	今の件についても、よく聞いておきます。発言も出尽くしたようでございますので報告第1号を終わらせていただいてもよろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	報告第1号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第8 報告第2号 農地転用現況証明について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 1件目。●●●●番地につきましては平成元年頃、耕作放棄後、雑木が繁茂しまして山林化している状態でございます。●●●●番地●につきましては昭和50年頃、耕作放棄後、周囲の公衆用道路の用途として利用されている状態でございます。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
16番	16番、石田です。●●●●番地ですが申請地は●●●●●から●●方面へ約2km、●●●●●から●●●●●の駐車場の近くになります。周辺も山林化しておる状況でございました。●●●●番地●ですが申請地は●●●●●から●●方面へ2km、●●●●●の裏側になります。周辺の公衆用道路として使われているようでございます。問題ないと思います。以上です。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。
20番	20番、阿座上です。別段、問題ありませんので宜しくお願いします。
議長	ありがとうございます。私が質問したらいけないのですが、事務局すみませんが教えて下さい。参考資料の14ページの●●●●●

事務局	<p>番地●の写真ですが3条も現況証明ありませんが何故この写真があるのか説明お願いできますか。</p> <p>申請者の方が本来●●●●番地●について、当初、現況証明で出されるか3条で出されるか、どちらかで迷われていた経緯がございます。その時の写真を、そのまま出されたということでございます。●●●●番地●につきましては、あくまでも●●●●番地●の隣接地番であるということに表示されております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さん何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>特に意見もございませんようですので報告第2号を終わらせていただきます。</p> <p>議事順位第9 その他に入りたいと思います。始めに農業相談日の当番委員の報告をお願いいたします。</p>
26番	<p>11月8日に1件ございました。当番委員は私と藤井委員、三戸委員で行いました。相談内容ですが農地所有者が行方不明で土地だけは残っている。その農地の草刈を近隣の方をお願いしているということですが高齢になり出来ないと申し出があったようで来られました。農地の所有問題については法律の関係が含まれてくるので一度、市の法律相談日に弁護士とご相談されて下さいということで予約をされるとのことでした。それから草刈の関係は多面的直接交付金の関係で農地が対象面積に該当していれば活用出来るのではないかとということで地元の委員さんにご相談して下さいというお願いをしております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。平嶋委員さんの方へ何かありましたか。</p>
11番	<p>11番、平嶋です。今、報告がありました通りです。現地を確認しましたら水路が全然駄目で堤の水なので田にはなりませんよという話を聞きました。土地所有者の居場所も分かりませんし今日、市の法律相談に行かれると聞いていますので、それからまた話をしましょうということでお話をしております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。これからも宜しくお願いいたします。以上で報告事項は全て終了しましたが委員の皆さんより何かご意見、発言がございましたらお願いいたします。</p>

1 1 番	農業委員のカードを見せると市役所で行方不明の人を調べてもらえる権限はあるのですか。
議長	それは、かなり難しいです。農業委員会事務局の方で調べてもらうようお願いをして下さい。事務局の方で出来る限りの調査はしてくれまますけど最終的な所は個人情報となりますので、かなり難しくなっております。今、居場所が分からないということですが居場所が分からないのには色々な事情がございます。 かなり難しい調査になるのではないかと考えております。他にございませんか。
5 番	5 番、吉村です。この席をお借りして皆さんにお詫びとお礼を申し上げたいと思います。私事ですが体調がまだ完全に戻っておらず皆さんにご迷惑をおかけすることがあるかと思っております。お見舞いを頂き大変ありがとうございました。以上です。
議長	皆さんの前に軍手が置いてあるかと思っております。先日、県の農業会議所と全国農業会議所の方が来られました。美祢市で新聞を増やしてもらえないかという話で来られたわけでございます。ご近所、お友達に出来たら進めていただきたいと思います。一ヶ月700円でございます。もし委員の皆さんで、ご購入でない方は農業委員会法の中に広報活動という部分がありますように広報活動に全国農業新聞を増やすとは書いておりませんが使うために発行されているものですから是非みなさんの方でも取っていただけたらというふうに思っております。それと来年のことになりますが1月6日に互礼会のみ。総会は1月17日の予定にしております。あとは事務局から宜しく申し上げます。
事務局	今後の予定でございます。次回の総会につきましては12月12日の月曜日、2時からでございます。場所はここで行います。それから農業相談日ですが12月13日の火曜日。美祢地区につきましては藤岡委員さん、美東地区につきましては桑原代理、秋芳地区につきましては俵委員さんをお願いいたします。それから現地調査でございますが12月2日の金曜日でございます。大野委員さんと松原委員さんが当番委員となっておりますので宜しくお願いいたします。大野委員さんにつきましては8時15分までに美東総合支所の方においで下さいますようお願いいたします。 私の方から今日、配布しております資料について、ご説明させていただきます。農地利用意向調査に係る事務処理についてという資料があると思います。これは農地パトロール後の流れになっています。今年7月から8月に農地パトロールをいたしまして今から農地利用意向調査の発送するようになります。平成27年調査分についての流れをご説明したいと思います。③に翌年1月末までに調査表を回収とありますが27年分は28年3月18日に発送いたしまして4月23日を期日として回収いたしました。④にいけますと農地中間管理事業を利用する旨の意思表示があった場合以外、市町経由で機構へ情報と書いてありますが、これが今

	<p>回、上に書いてあります農地法の運用について別添第3の4の(3)による情報提供ということになるわけでございます。無回答の方、意思表示がされていない方を機構に情報提供しなければならないわけですが11月4日付けで農林課経由で機構へ情報提供いたしました。その後11月11日付けで勧告対象の事前通知を行っております。送付した所やはり11月に入って草刈をしたとか機構に預けたいという方が随分いらっしゃいました。その方に関しては勧告の対象外になるそうです。11月21日までを申し出の期間としたいと思っております。機構に対して情報提供しておりますが、機構に貸付の基準に不適合と判断した場合には勧告対象外ということになるそうです。機構の借入基準がどういうものかと言いますと1,000㎡以上ある人とか、進入路・水路等ははっきりされた方が借入基準の対象になるわけでございます。機構の基準に適合するにもかかわらず、なおかつ意思表示どうりに改善されない方や、意思表示されない方に対して⑥の11月末までに協議勧告するようになります。この準備を事務局のほうで進めております。最終的に勧告になった方は、また市町を経由して機構の方へ通知、そして機構がこの方に対して直接、電話なりして貸し付けてはどうかということで協議に行かれるということでございます。その時に貸付希望とか、その間に改善された場合には勧告の撤回で来年の課税の強化の対象から除外ということになります。話は元に戻りますが今年、新たに農地パトロールで荒れた所を発見した場合には同じく11月末までに利用意向調査を発送するようになります。皆さんには、ご迷惑をおかけすると思いますが、そのような流れで進めていきたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。以上です。</p> <p>今回、農業者年金戸別訪問実施要領、農業者年金加入推進記録簿の用紙を配らせていただいております。ご多忙な所、申し訳ございませんが農業者年金の制度の周知と加入推進も農業委員さんの役割として法令化されております。些細な活動でも構いません。雑談で農業者年金の話をした、電話で説明したでも結構です。所要時間も問いません。推進結果につきましても加入の意思があれば一番いいのですが高いから入れないという方でも記録簿に記入して提出していただければと思っております。加入の資格につきましては年間60日以上農業に従事して国民年金第1号被保険者、年齢は20歳以上から60歳未満となっております。今日お配りしておりますタオルにつきましては農業者年金の方から提供していただいております。農業者年金の方でも軍手が届いておりますので、もしご入り用な方がございましたら事務局までお申し付け下さい。以上でございます。</p>
議長	ありがとうございます。他に何かご意見ございませんか。
5番 事務局	<p>私たちの任期が来年の7月までなので来年の農地パトロールは次の委員さんになるということですか。</p> <p>7月19日までの任期になりますので来年の農地パトロールは7月末の終わり頃から8月になると思いますので次の委員さんになるかと思えます。</p>

5番	私たちは申し送りという形でしたらいいですか。
事務局	そうしていただくと一番助かります。もし説明で分からないようであれば、ご相談を受けますので事務局の方へおっしゃっていただければ、ご説明いたしますので宜しくお願いいたします。
議長	先程、新聞のことで申し送り忘れましたが新聞の購読は最低1年でお願いをして下さい。もし、どうしてもという場合は半年。それ以下の1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月については事務局の事務量が増えるだけです。それでは本日の総会を閉じたいと思います。
事務局	互礼。 午後3時40分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

平成28年11月16日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

